

Q & A



Q：子供の権利(の権利)条例って何ですか？

A：「子供の権利条例」は平成元年、国連総会で採択され、平成六年には日本も批准した「児童の権利に関する条約」をもとに、「児童の意見表明権」等を自治体でも条例化していることとするものです。なお、ここでいう児童、子供とは十八歳未満の男女をさしています。広島市では子供の権利条例の「権利」を除いていますが、全国各地で制定されている条例と比較しても問題点や危険性は変わっていません。

Q：なぜ子供(の権利)条例に反対するのですか？

A：国連の「児童の権利条約」の理念は、児童労働、児童売春、少年の徴兵等があるような極めて困難な条件下で生活している発展途上国の子供達の権利を守るという趣旨であり、そもそも日本ではほとんど必要のない条約です。国連条約の理念そのままであれば大きな問題はないのですが、「子供(の権利)条例」では条約を拡大解釈して、子供の健全育成をばむ様々な権利を与えようとしているため反対しているのです。

Q：なぜ、子供に権利を与える健全育成をばむじゃないんですか？

A：一口に権利といっても、生存や保護に関する権利は当然保障されるべきです。しかしながら、条例で与えようとしている権利は、例えば、「ありのままの権利」や、「遊ぶ権利」「自己決定権」「意見表明権」「プライバシー権」などです。なるほど、必要な権利だと思つかもかもしれませんが、「一度「権利」として認められると、たとえ小さな侵害でも権利を振りかざして抗議することができます。押絵にあるようにゲームで遊ぶ権利を侵害されて、「救済機関の権利擁護委員会に訴える」といったことも当然起ります。

◆実害ー 埼玉県のある高校では、「思想、良心の自由」等の規定を盾に卒業・入学式の国旗・国歌の指導を「強制」と反対し、生徒会や教職員が校長主催の卒業式をボイコットするという事件がおきました。

◆実害2ー 川崎市のある学校では、授業妨害を繰り返していた生徒らに学校側が別室で指導を行ったところ、生徒の一人が救済を申し立て、救済機関は学校に是正勧告し、学校が従わなかったために、生徒の保護者が県弁護士会に人権救済を申し立てるといった事件がおきました。

子供に権利を与えると、親はしつけができずまた教師も指導ができず、子供の健全育成も幸福な人生も望めません。子供の健全育成のためには、大人の庇護の下で物事の善悪や社会のルールを教えながら、子供の成長や環境に合わせて自由と責任を少しずつ拡大していくことが大切です。子供(の権利)条例はこれとは全く違う考え方です。

Q：子供(の権利)条例で救われる子供達もいるのでは？

A：多くの皆さんがそのように考えるのはいいじめ、児童虐待、育児放棄あるいは体罰の問題ではないでしょうか。これらの問題については個別の立法、条例(例えば、いいじめ防止条例など)で対処すればよいのであって、多くの問題点が指摘されている子供の権利条例での救済では、弊害が大きすぎます。また、子供の権利という大きな枠で作った条例では、個別の救済が十分にできないという問題点もあります。やはり、いいじめにも児童虐待にも、それぞれに対処する立法、条例の方がきめ細かな対応ができます。